



廃棄物の

焼却禁止



5年以下の懲役 若しくは

1,000万円以下の
罰金、又は これの併科。

法律に違反して焼却をした場合、行政処分の対象となるほかに、警察の摘発により上記の直接罰が適用されます。

詳しくは裏面へ

廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却

- ①空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気がとが接することなく、燃焼室において発生するガスの温度が摂氏800度以上の状態で、廃棄物を焼却できるものであること。
- ②燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
- ③燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。
- ④燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
- ⑤燃焼ガス燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。

＜廃棄物焼却炉の構造基準＞

燃焼ガスの温度が800℃以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること

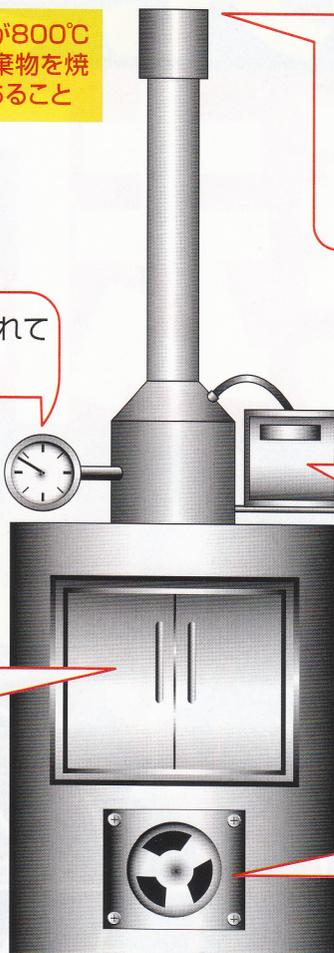
1. 煙突から火災または黒煙が排出されないこと
2. 焼却灰及び未燃物が飛散しないようにすること

温度計が設けられていること

助燃装置が設けられていること

燃焼中は外気と遮断された状態で廃棄物を投入できるものであること

燃焼に必要な量の空気の通風が行われること



※焼却炉の規模(焼却能力・火格子面積)に関係ありません。

焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却

1. 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却

- ①森林病虫害等防除法による駆除命令に基づく森林病虫害の付着している枝条又は樹皮の焼却
- ②家畜伝染病予防法に基づく患畜又は擬似患畜の死体の焼却など

2. 公益上若しくは社会の習慣上やむを得ないもの又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微であるものとして政令で定めるもの

①国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却

・河川管理者による河川管理を行うための伐採した草木等の焼却、海岸管理者による海岸の管理を行うための漂着物等の焼却など。

②震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却

・凍霜害防止のための稲わらの焼却（廃タイヤによる焼却は禁止）、災害時における木くず等の焼却、道路管理のために剪定した枝条等の焼却など。

③風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

・「どんと焼き」等の地域の行事における不要となった門松、しめ縄等の焼却など。

④農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

・農業者が行う稲わら等の焼却、林業者が行う伐採した枝条等の焼却、漁業者が行う魚網に付着した海産物の焼却など。（廃ビニールの焼却は禁止）

⑤たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

・たき火、キャンプファイヤーなどを行う際の木くず等の焼却など。

R100
古紙配合率100%再生紙を使用しています。